

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：キルギス 担当：キルギス共和国事務所
案件名：ビジネス振興のための投資可能性情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年2月上旬～2014年7月下旬

2 参加要件

海外におけるビジネス振興・投資促進に係る調査業務経験を有し、同分野の専門家を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月11日から2013年12月13日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月11日から2013年12月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年1月6日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 1月中旬

(5) 契約交渉 : 1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

キルギスは、金以外の目立った天然資源の開発がないなかで中期的には約5%の経済成長を見込まれている中央アジアの小国であり、輸入超過の貿易赤字構造からの脱却や金輸出や出稼ぎ労働に依存する経済構造を抱える。これらの課題の解決のために、産業多角化と輸出競争力の強化を目指しており、外国投資の受入による競争力の強化を政府戦略として掲げている。

しかしながら、キルギスは一国単位では人口約550万の小規模市場であることや、非CIS諸国、非チュルク語諸国での知名度が必ずしも高くないこともあり、中央アジアに馴染みの少ない外国企業にとっては依然として投資のハードルは高い。また、ビジネス環境面でも、不安定な電力供給、政府機関の汚職、複雑な税制、通関など内陸国ゆえに輸送費が高いがことも投資の阻害要因となっていると言われている。

ただ、投資やビジネスに係る環境は、キルギスが、ソ連からの独立後、1998年には世界貿易機関（WTO）に加盟するなど中央アジア諸国に先駆けて急速な市場経済化を進めてきたこともあって、地域的には比較的に高く評価されている。世銀のDoing Business Reportでも長年高い順位に位置しており、2013年には185カ国中70位を記録している。また、ロシア・カザフスタン・ベラルーシの三カ国で発足した関税同盟への参加を表明したことから、将来的にCIS諸国間での域内貿易が強化される可能性があり、キルギス政府による適切な投資促進戦略の策定と実行によっては、安い労働力を活かした投資促進が成功する可能性は高い。

キルギス政府も、2017年までの中期計画の中で、投資促進戦略の分析や策定、投資窓口機関やデータベースの設立による投資家向け情報提供の強化、投資誘致に必要な政府職員的能力向上などを掲げ、投資環境の整備を実施する方針である。

かかる状況に鑑み、本調査は、今後、キルギスが投資促進に関して適切な施策を取れるよう必要な情報収集をすることを支援し、また本邦企業を含む民間企業がキルギス進出の可能性を具体的に検討するために必要な情報を提供することを目的とし、投資環境に係る情報収集、投資の観点から魅力的な分野の検討を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ビシュケク市及びその周辺地域

(2) 相手国関係機関

キルギス 経済省投資局

(3) 業務内容

1 投資環境に係る情報収集及び優位性の分析

1-1 投資環境に係る情報の収集

1-2 本邦企業・国内関係機関からのヒアリング

1-3 優位性のある分野の分析

1-4 投資ガイドブックの作成

2 投資促進戦略案の策定と政策的/実施上の課題の抽出

2-1 投資誘致政策の方向性の確認

2-2 実施体制の確認

2-3 政策的/実施上の課題の抽出

3 本邦企業向けセミナーの試行的開催

- 3-1 本邦企業向けの情報発信
- 3-2 本邦企業向けのセミナーの開催

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2014年2月)
- (2) インテリム・レポート (2014年4月)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年6月)
- (4) ファイナル・レポート (2014年7月)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 (評価対象予定者)
- (2) 投資環境 (評価対象予定者)
- (3) 業種別ビジネス分析1(農業・牧畜業など)
- (4) 業種別ビジネス分析2(工業・食品加工など)
- (5) 業種別ビジネス分析3(その他サービスなど)

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。